

川上村物品調達入札執行心得

川 上 村

(目的)

第1条 この心得は、物品調達の請負等に係る競争入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

(法令等の遵守)

第2条 入札参加者は、地方自治法（昭和22年4月法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）川上村契約規則（平成9年4月規則第2号）その他の法令並びにこの心得、契約書の各条項等を遵守しなければならない。

2 入札参加者は、仕様書、設計書及びその他契約に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。

(入札等)

第3条

1 投函による入札に際しては、次のことを遵守しなければならない。

(1) 入札室においては静粛にしなければならない。

(2) 入札者またはその代理人以外のものは、入札室に立入ってはならない。

(3) 入札室においては、私語をしてはならない。

(4) 入札者は、入札の時間を厳守するものとする。

(5) 入札に出席するものは、原則として入札者ごとにそれぞれ1名とし、入札執行者は入札執行宣言の後入札者またはその代理人の出席を確認するものとする。

(6) 入札者またはその代理人は、入札しようとする場合は、係員に入札通知書の原本または競争入札参加資格確認通知書の原本（事前に当該通知を行なうものに限る。以下「入札通知書等」という。）を提示しなければならない。

入札者の代理人が入札をする場合は、合わせてその権限に係る委任状を提出しなければならない。

(7) 入札書は、定められた日時及び場所において所定の入札箱に投函しなければならない。

(8) 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札の辞退)

第4条 入札者は、入札書を投函するまで、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札者は、入札を辞退するときは、辞退届けを持参し提出しなければならない。

3 入札を辞退したものは、これを理由として以後の入札等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

(入札書の書換等の禁止)

第5条 すでに投函した入札書を書換え、変更し又は取り消すことはできない。

(入札の執行の取消し等)

第6条 入札執行者は、入札を執行する際、入札者の不正行為その他の理由によりその入札を執行す

ることが不相当であると認めるときは、これを延期し、または取り消すことができる。

- 2 入札執行者は、入札前において天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、または取り消すことができる。

(入札書の投函)

第7条 入札書の投函については次のとおりとする。

投函による入札に際しては、入札者またはその代理人が自ら投函するものとする。

(開札)

第8条 入札執行者は、投函を確かめた後、入札者またはその代理人の面前において、開札を行なうものとする。

- 2 入札執行者は、無効の入札をした者または失格となったものに対し、直ちにその旨を告げるものとする。
- 3 開札してなお落札者が決定しない場合は、当該入札の最低入札額を公表し、入札を打ち切る。

(入札についての注意事項)

第9条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札者の氏名若しくは印影が不明瞭な場合
- (2) 入札書に記名押印を欠く場合
- (3) 件名、納入場所に誤脱がある場合
- (4) 同一入札者がした2以上の入札
- (5) 入札金額の訂正もしくは判読しがたいと認められる入札
- (6) 入札に関し、公正な入札の執行を害する行為をした者のした入札
- (7) 入札に関し、談合等の不正行為をした者のした入札
- (8) 予定価格を超える入札
- (9) すでに投函した入札書を引換え変更しまたは取消することはできない。

(入札金額の記載)

第10条 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額を持って落札価格とするので、入札者は消費税および地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（以下「入札書比較価格」という。）を入札書に記載すること。

(落札者の決定)

第11条 予定価格以下で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

- 2 前項の規定により落札者となるべきものが2人以上であるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

(入札執行回数および入札の打ち切り)

第12条 入札執行回数および落札者となるべき者がいないときの取り扱いは次のとおりとする。

- (1) 入札執行回数は1回とする。
- (2) 落札者となるべき者がいないときは、入札の打ち切りを宣言するものとする。

(契約書の作成等)

- 第 13 条 落札者は、落札の日から 5 日以内に契約書を作成し、これに記名押印しなければならない。
- 2 落札者は、正当の理由がないのに前項の期間内に契約書に記名押印しないときは、落札者としての権利を失う。
 - 3 落札者は、契約書作成時に、入札根拠資料（物品費内訳書）を提出しなければならない。

(損害賠償金の納付)

- 第 14 条 落札者は、契約を締結しない場合には、川上村契約規則により入札金額の 100 分の 8 に相当する額を損害賠償金として納付しなければならない。

(異議の申立)

- 第 15 条 入札者は、入札後において、この執行要領、契約書案、設計書、仕様書、及び入札説明書並びに現場等について、不明または錯誤を理由に異議を申し立てることはできない。

(その他)

- 第 16 条 入札に関しては、すべて係員の指示に従うこと。